

令和 7 年度

農業基盤整備促進事業発注者支援業務委託

特 記 仕 様 書

浪江町農林水産課

(適用範囲)

第1条 農業基盤整備促進事業発注者支援業務委託の施行にあたっては、福島県が定める共通仕様書（業務委託編）（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(業務場所)

第2条 業務場所は、浪江町役場本庁舎内及び当該事業実施地域内を予定している。

(管理技術者)

第3条 当該業務に従事する管理技術者は、技術士資格又はRCCM資格又は公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）を有することとし、これによりがたい場合は、土木業務経験年数25年以上とする。

(現場技術員)

第4条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

土木関係

技術者区分・人員	資 格
現場技術員 2人 (常駐)	技術士資格又はRCCM資格又は一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士又は公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）を有することとし、これによりがたい場合は、土木業務経験年数10年以上とする。

(配置技術者の確認)

第5条 業務組織表の作成及び技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- ・受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- ・保有資格を証明するため、業務着手時において発注者に登録証明書の写しを提出するものとする。なお、職務経歴を証する場合には、担当技術者の職務経歴書を提出するものとする。

(工事等の概要)

第6条 本業務を行う対象委託業務の概要は、次のとおりである。

業 務 名 等	業務箇所	業務規模 (予定)
農業基盤整備促進事業測量設計業務 (苅宿、小野田、立野上、北幾世橋地区)	町内	畦畔除去工 A=82.29ha 暗渠排水工 A=14.08ha 水路工 L=6.96.Km
農業基盤整備促進工事(畦畔除去工、暗渠排水工等) (酒田、立野中、北棚塩地区)	町内	畦畔除去工・区画整理 A=35.2ha 暗渠排水工 A=11.78ha
農業基盤整備促進工事(水路工) (酒田、立野中)	町内	水路工 L=0.735Km

※業務規模については、現時点で想定する工事量を示しており、本業務は工事を実施するうえでの測量調査業務に係る発注者支援業務を想定している。

※対象委託業務に増減が発生した場合には、適宜発注者・受注者で協議するものとする。

※本業務を受注した者は、上述の業務のほか当該業務に関連する業務に参加することはできない。

(履行期間)

第7条 業務期間は次のとおりとする。

委託期間：令和7年5月23日～令和8年3月20日

ただし、現場技術員(常駐)の着任日は令和7年6月2日とし、令和7年8月13日から令和7年8月16日までは夏季休暇、令和7年12月27日から令和8年1月4日までは年末年始休暇を想定する。

(業務内容)

第8条 業務内容については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

1) 管理技術者は、当該業務の対象となる工事等の特性や作業概要等について十分把握するとともに、技術的留意事項等について、担当技術者等への周知等を行い、担当技術者が適切に行うよう指揮監督しなければならない。また、監督職員と月1回以上の業務打合せを行うものとする。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、業務履行状況を報告しなければならない。

(2) 本業務に従事する現場技術員の業務内容は次のとおりとする。

- 1) 別途発注する農業基盤整備促進事業測量設計業務委託(苅宿・立野上・小野田・北幾世橋)に係る進捗状況の確認、業者との協議の場への参加、業務結果の確認業務
- 2) 別途発注する基盤整備工事(酒田・立野中・北棚塩地区)に係る施工に関する技術提案、参考事例の収集、業者との協議の場への参加、施工進捗状況及び施工結果の確認

(契約内容の変更)

第9条 契約内容の変更については、次の各号に掲げる場合において、発注者と受注者の協議により行うものとする。

- (1) 見積工数に対して実績工数が増減した場合
- (2) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
- (3) 履行期間の変更を行う場合
- (4) 発注者と受注者が協議し、業務履行上必要があると認められる場合

(担当技術者の変更)

第10条 管理技術者及び担当技術者は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き変更できない。ただし、変更の際は、下記条件をすべて満たすこと。

- (1) 変更する技術者について、変更前の技術者と同等以上の資格・実績等を有していること。
- (2) 発注者が認めた者であること。
- (3) 技術者の変更協議が、変更日の1週間前までに行われていること。

(成果物)

第11条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第11条から第23条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) 業務日報 1式
- (4) その他必要な資料 1式

(その他留意事項)

第12条 その他留意事項は次のとおりとする。

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイ

ルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。

(3) 庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。